

【経済産業省からの注意喚起】 冷凍設備から回収された冷媒を取扱うときの注意

2020年4月24日付けにて、経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室より、下記の“冷凍設備から回収された冷媒を取扱うときの注意のお願い”が発表されました。

令和2年4月16日に、岐阜県において冷凍設備から回収された冷媒であるフロンの取扱中に1名の方が死亡される事故が発生しました。

この事故は、冷凍設備から回収されたフロンの充填された容器から、セパレーター（フロンとフロンに混ざった劣化オイルを分離するもの）を介して別の容器に移充填している際に、セパレーターが破裂し、作業者が被災したものとされます。

冷凍設備から回収された冷媒を取り扱うときには、冷媒の漏えいととも、ホース、附属品、容器等の破裂等には十分注意して行うようお願いします。

ホームページのリンク先

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200424_kouatsu.html

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室